

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
地区計画の変更(京都市決定)

都市計画京都外国語大学地区地区計画を次のように変更する。

名 称	京都外国語大学地区地区計画	
位 置	京都市右京区西院笠目町及び山ノ内苗町の各一部	
面 積	約 2.3 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地 区 計 画 の 目 標	<p>当地区は、本市の主要な都市機能軸である四条通の西方に位置し、本市の特徴的な都市機能である学術研究機能の拡充を図ろうとしている。</p> <p>この地に、外国語教育を中心とした教育研究によって高度な語学力と国際社会で活躍するにふさわしい常識と教養を身につけた人材を育成するため、機能的でかつ開放的な環境を整えるとともに、「大学のまち・京都」にふさわしい土地利用の誘導と周辺の居住環境や景観と調和のとれた市街地環境の形成を図る。</p>
	土 地 利 用 の 方 針	<p>文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調査した土地利用を図る。</p>
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	<p>大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建ぺい率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。</p>

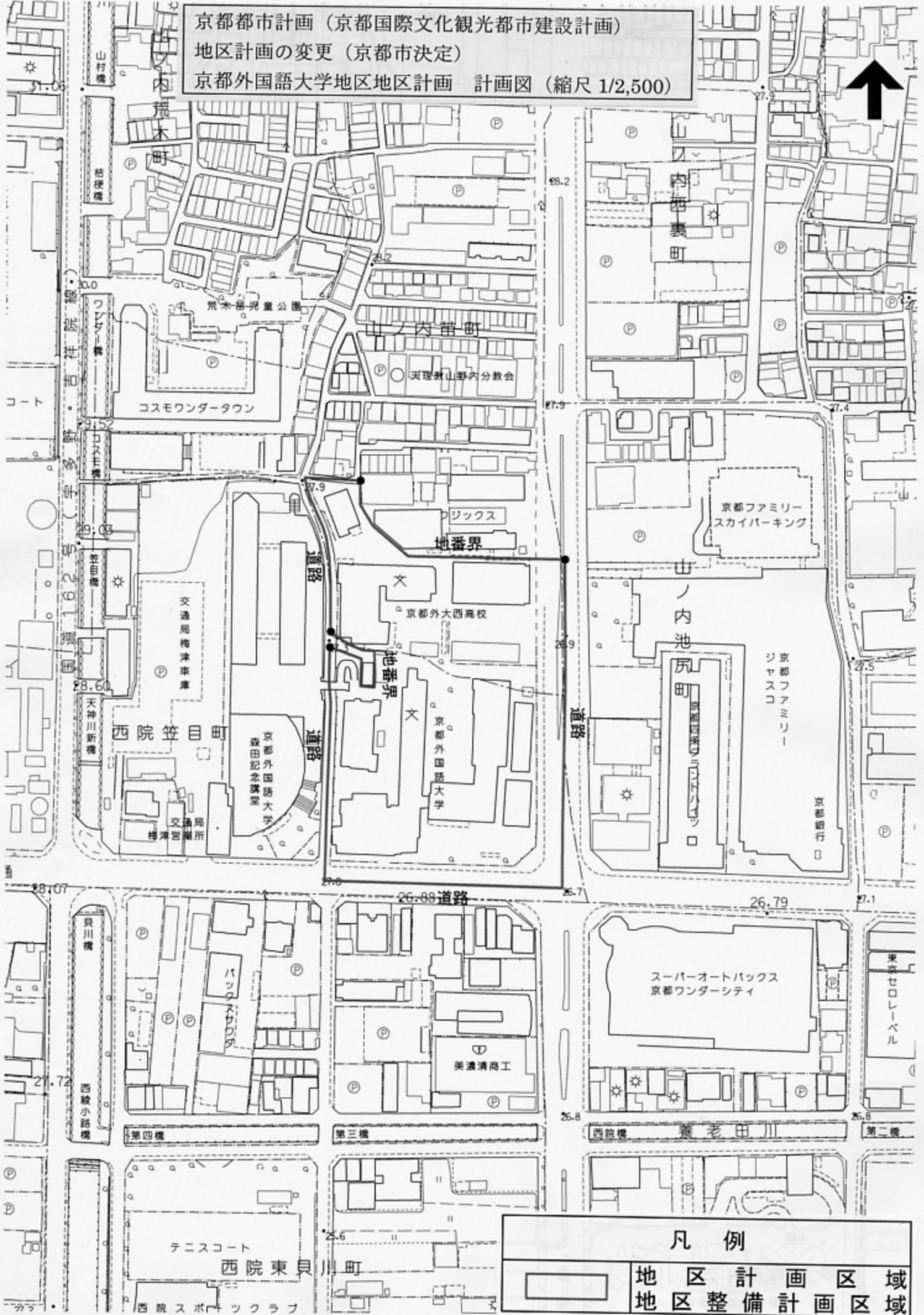
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物 1 大学 2 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が12,000 m ² 以内のもの 3 前2号の建築物に付属するもの 4 バス停留所の上屋
		建ぺい率の最高限度	100分の45（角敷地内等にある建築物にあつては、100分の55）
		壁面の位置の制限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路の境界線までの距離の最低限度は、5mとする。 2 次に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 (1) 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの (2) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度	31m高度地区内に限り、建築物の各部分の高さの最高限度は、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたものとする。
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の31m第2種高度地区を31m高度地区に変更することに伴い、「地区整備計画」の「建築物等の高さの最高限度」の区域を特定している「31m第2種高度地区」の表記を「31m高度地区」に変更するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
 地区計画の変更（京都市決定）
 京都外国語大学地区地区計画 計画図（縮尺 1/2,500）



凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域